

少額随意契約の限度額等の改正について

令和7年4月1日に地方自治法施行令第167条の2第1項第1号における随意契約の上限額が改正されたことに伴い、富士市における少額随意契約の上限額等の改正を行いました。

少額随意契約の上限額

契約の種類	代表例	上限額	
		改正前	改正後
工事又は製造の請負	工事、修繕、印刷の請負	130 万円	200 万円
財産の買入れ	物品の購入	80 万円	150 万円
物件の借入れ	物品のリース	40 万円	80 万円
財産の売払い	不用品・土地の売却	30 万円	50 万円
物件の貸付け		30 万円	30 万円
上記以外	業務委託	50 万円	100 万円

取扱い範囲

金額の種類	改正前	改正後	期待される効果
1 者からの見積書とすることができる場合の予定価格	50 万円以下	100 万円以下	事業者の負担減 契約事務の簡素化
契約検査課で取り扱う物品等の集中購入の予定価格	10 万円以上	20 万円超	担当課の裁量拡大 事業執行の迅速化
簡易な修繕参加登録制度で発注可能な契約金額	50 万円以下	100 万円以下	事業者の機会向上 契約事務の簡素化

契約検査課による契約の下限額

契約の種類	改正前	改正後
工事	130 万円	200 万円
建設関連業務委託	50 万円	100 万円
物品等の集中購入	10 万円	20 万円

これに伴う例規・要領等を令和7年4月1日に改正しました。

例規：富士市契約規則・富士市建設工事執行規則・富士市行政組織規則

要領：下記のとおり

要領名
富士市建設関連業務委託発注事務取扱要領
富士市競争入札参加者に対する指名除外の取扱いについて
富士市建設工事合併入札試行要領
富士市設計違算に関する事務取扱要領
富士市週休2日制工事実施要領
工事建設工事における最低制限価格取扱要領
工事建設関連業務委託における最低制限価格取扱要領
富士市入札監視委員会運営要領
富士市公共工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理取扱要領
富士市随意契約ガイドライン
災害時の応急復旧工事に係る契約手引き
富士市簡易な修繕等参加登録制度実施要領

工事検査関係

要領名
富士市建設工事監督規程の運用について
富士市建設工事検査規程の運用について
富士市少額建設工事成績評定の運用
富士市土木工事成績評定基準
富士市建築・設備工事成績評定基準
富士市小規模工事事務取扱要領